

平成25年 7 月31日
(最終改訂：令和 8 年 8 月 3 日)
金融庁

金融商品取引業等に関する Q & A

令和 7 年 3 月11日追加
令和 8 年 8 月 3 日修正

(特定投資家制度関係)

(問 4)「特定の知識経験を有する者」である個人として自己を特定投資家として取り扱うように申し出ることができるのはどのような場合でしょうか。

(答)

「特定の知識経験を有する者」である個人（適格機関投資家を除く。）は、自らが純資産 1 億円以上・投資性金融資産 1 億円以上・年収 1 千万円以上のいずれかに該当し、かつ、最初の金融商品取引契約の締結日から 1 年以上経過している場合、自己を特定投資家として取り扱うように申し出ることができます（金融商品取引法第 34 条の 4 第 1 項第 2 号、金融商品取引業等に関する内閣府令第 62 条第 1 項第 4 号及び第 3 項）。

「特定の知識経験を有する者」とは、以下のいずれかに該当する者（（ア）～（ウ）は、その実務従事期間が通算 1 年以上である者に限ります。）をいいます（金融商品取引業等に関する内閣府令第 62 条第 3 項）。

- （ア） 金融商品取引業、銀行業、保険業、信託業その他の金融業に係る業務に従事した者
- （イ） 経済学又は経営学に属する科目の教授、准教授その他の教員であった者
- （ウ） 次のいずれかの資格を有し、その実務に従事した者
 - ・ 日本証券アナリスト協会認定アナリスト
 - ・ 証券外務員（1 種・2 種）
 - ・ 1 級・2 級ファイナンシャル・プランニング技能士
 - ・ 中小企業診断士
- （エ） 経営コンサルタント業に係る業務に従事した期間が通算 1 年以上である者その他の者であって、（ア）～（ウ）と「同等以上の知識及び経験を有する」もの

申出者が（エ）の「同等以上の知識及び経験を有する」者に該当するか否かに

については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、例えば、次に掲げる個人であって、その実務従事期間が概ね通算１年以上である等、相当期間の実務経験がある者は、基本的に、有価証券についての金融商品取引契約の締結に関して、この「同等以上の知識及び経験を有する」者であると考えられます。

- ① 有価証券報告書提出会社（上場会社等）の役員（取締役・監査役・執行役）
- ② 有価証券報告書提出会社（上場会社等）の従業者又はいわゆるスタートアップ企業の役員・従業者として、次に掲げる業務のいずれかに中核的な役割を担う者として従事した者
 - (1) 会社の経営戦略の作成又は新規事業の立上げに関する業務
 - (2) 資本政策等の企業財務に関する業務
- ③ 次に掲げる業務のいずれかのうち、投資、経営又は企業財務に関する専門的知識及び技能を必要とする業務に中核的な役割を担う者として従事した者
 - (1) 合併・買収（被合併・被買収含む）等のM & Aに関する業務
 - (2) 株式新規上場に関する業務
- ④ 認定経営革新等支援機関（個人）、公認会計士、税理士又は公益社団法人日本証券アナリスト協会による日本証券アナリスト協会認定資産形成コンサルタントの資格を有する者

また、上記①～④に該当しない個人についても、例えば、他の非上場会社やベンチャーキャピタル等への投資経験が１年以上ある非上場企業の役員（取締役・監査役・執行役）等については、その知識及び経験の実態に応じて、申出を受けた金融商品取引業者等において「同等以上の知識及び経験を有する」者であると判断することは可能です。

なお、顧客から申出を受けた金融商品取引業者等は、申出の内容を確認するとともに、上記（ア）～（エ）を形式的に満たす場合であっても、顧客の知識・経験・財産の状況・投資目的に照らして、当該顧客が特定投資家として取り扱うことがふさわしいか否かを判断すべきである点に留意が必要と考えられます。